

岡山県南部健康づくりセンター譲渡先募集事業への参加意思確認及び提案を求める公告

岡山県南部健康づくりセンター（以下「センター」という。）は、県民の健康づくりの場を提供する施設として平成9年7月に開設し、開設から30年近くが経過する中、主な事業である健康増進指導や健康診断は、民間主体の取組が拡がり、岡山県（以下「県」という。）が事業を実施する必要性が薄れてきたことから、令和9年度末をもって、公の施設としては廃止することとしました。

これを受け、センターを譲り受け、施設を活用した県民の健康づくりに資する事業等を実施する者として、センターの隣接地に公益財団法人岡山県健康づくり財団（以下「財団」という。）附属病院を所有しており、施設の一体的な管理運営が可能であるとともに、開設以降、施設を円滑に運営し、業務に精通している財団へ施設を譲渡する予定にしていますが、財団以外の者で下記「5（1）応募資格」に定める資格を有し、施設を譲り受け、事業を実施する者が他にないかを確認することとします。

公募の結果、参加資格を有すると認められる者がいない場合は、必要に応じて、県が専門家等の意見を踏まえ、確認、審査した上で、財団への施設の譲渡手続に移行することし、参加資格を有すると認められる者がある場合は、財団及び当該応募者が提出する事業計画書等について、審査を行い、施設の譲渡先候補を選定します。

なお、今回の譲渡にあたっては、県議会の議決が必要となりますので、議会の議決をもって本契約の成立となります。議会の議決が得られなかった場合は、譲渡ができないこととなりますが、県は一切の賠償責任を負わないので、あらかじめご了承ください。

令和8年2月17日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 対象の施設

- (1) 施設の名称 岡山県南部健康づくりセンター
- (2) 所在地 岡山市北区平田408-1
- (3) 設置目的 健康増進に関し、実践の場を提供するとともに、その調査及び研究等を行うことにより、県民の健康づくりを推進する。
- (4) 施設概要
 - ア オープン 平成9年7月1日（28年経過）
 - イ 土地 敷地面積 15,156.02 m²
 - ウ 建物 延床面積 12,494.95 m²
 - エ 施設の内容
 - 1階 プール（更衣室等を含む。）、事務所、ロビー、多目的聴講室等
 - 2階 ヘルスチェック室、エアロビクススタジオ、大会議室、栄養指導室、健診ゾーン等
 - 3階 トレーニング室、小会議室、開放研究室、研修室、研究室等
 - 4階 機械室等
 - 地下1階 機械室、監視員室等

屋外 テラス、中庭、駐車場等

対象の施設の詳細については、岡山県南部健康づくりセンター譲渡先募集事業要項（以下「要項」という。）を確認してください。

2 譲渡の時期（又は貸付の始期）

令和10年4月1日

3 譲渡の条件等

令和10年4月1日から原則10年間、施設を活用した県民の健康づくりに資する事業等を実施するとともに、財団附属病院と共有するエネルギー施設を含めた施設の維持管理を適切に行うことを前提に、施設を譲渡します。

主な条件は、次のとおりです。

（1）土地

譲渡時の不動産鑑定評価額で有償譲渡します。

なお、令和10年4月1日から3年以内に限り無償貸付（財団附属病院敷地を除く）にすることができます。

譲渡日は、令和10年4月1日から3年以内の日で、岡山県（以下「県」という。）と協議の上、決定することとします。

財団以外の者が譲渡先候補となった場合、財団附属病院敷地、財団附属病院用駐車場については、譲渡先候補が財団に貸し付けることとします。

（2）建物

現状有姿で無償譲渡します。

県が建物を使用する場合の賃借料は、建物保守管理、設備保守管理、清掃、警備等に係る経費を面積按分により算定するなど、県と譲渡先が協議の上、決定することとします。

なお、現在、難病相談支援センターが入居しています。

（3）建物・設備の修繕

緊急に修繕が必要な吸収式冷温水機等（3機）、屋上防水、発電機設備、自動制御盤の各修繕工事は、譲渡先候補が譲渡前後4年程度かけて実施設計及び工事を実施し、県が補助金で工事費等の一部を負担する予定にしています。

（4）譲渡先候補が実施する業務

譲渡先候補は、令和10年4月1日から原則10年間、この施設を使用し、県民の健康づくりに資する事業等を実施してください。なお、詳細な事業内容は、岡山県南部健康づくりセンター譲渡先募集事業仕様書（以下「仕様書」という。）を確認してください。

公用又は公共用に建物を貸し出すことは可能とします。また、譲渡後10年経過前であっても、県・譲渡先候補の合意がある場合は、建物の使用方法等の変更は可能とします。

また、建物は、10年間、売買等により第三者へ所有権を移転することはできないこととしますが、合理的な理由により、第三者に所有権移転する必要が生じ、県の承認を得た場合は、この限りではありません。

（5）施設等の維持管理

譲渡先候補は、法令等に則り、建物保守管理、設備保守管理、清掃、警備、一般廃棄物処理、植栽管理、駐車場管理等施設について、適切に維持管理を行ってください。

特に、地下の熱源機械室、電気室等に設置されている吸収式冷温水機、発電機設備、受変電

設備等から財団附属病院棟を含む施設全体の冷暖房及びエネルギーを供給しているので、使用者である財団附属病院と協議を行い、患者の生命に危険を及ぼさないよう、細心の注意を払ってください。

「3 譲渡の条件等」の詳細については、要項及び仕様書を確認してください。

4 議会の議決

建物の譲渡については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により県議会の議決が必要になります。

議会で否決された場合は譲渡することができませんので、これを了承のうえ応募することとし、譲渡先候補が本件に関して支出した費用については、本県は一切補償しません。

5 事業への参加方法

(1) 応募資格

応募資格は、次のとおりとします。

ア 岡山県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置く、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

イ 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。

- ① 法律行為を行う能力を有しない者
- ② 破産者で復権を得ない者
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により岡山県における一般競争入札等の参加を制限されている者
- ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
- ⑤ 岡山県との契約において、その公正な手続きを妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ⑥ 岡山県税（岡山県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の都道府県税）並びに消費税及び地方消費税に未納がある者

ウ 法人等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。

- ① 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
- ② 暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
- ③ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(2) 募集要項等の配布

ア 配布期間

令和8年2月17日（火）から3月16日（月）までの午前9時から午後5時までとします。ただし、県の休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。）を除きます。

イ 配布場所

岡山市北区内山下2-4-6 岡山県庁本館5階
岡山県保健医療部健康推進課

ウ 配布方法

岡山県保健医療部健康推進課のホームページからダウンロードしてください。

また、配布期間内に配布場所において直接又は郵送により配布を受けることもできます。

(3) 説明会（現地説明会）

ア 日時及び場所

日時：令和8年2月27日（金）午前10時～午前11時30分

イ アのほか、開催場所、参加方法等については要項で定めるところによる。

なお、説明会への参加は応募にあたって必須ではありません。

(4) 参加資格確認申請書の受付

ア 受付期間 令和8年2月17日（火）から3月16日（月）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 提出書類

- ① 参加資格確認申請書（様式3）
- ② 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- ③ 法人にあっては、法人の登記事項証明書
- ④ 役員の名簿
- ⑤ 欠格事由に該当しない旨の申立書（様式4）
- ⑥ 誓約書（岡山県暴力団排除条例関連）（様式5）
- ⑦ その他要項で定める書類

ウ 提出場所

岡山市北区内山下2-4-6 岡山県庁本館5階

岡山県保健医療部健康推進課

エ 提出方法

持参又は書留郵便

オ 参加資格の確認

参加資格確認申請書を提出した者について、審査の結果を通知します。失格不適合と認められる者は、この事業に参加することができません。

(5) 事業計画書等の受付

ア 受付期間

令和8年3月17日（火）から4月20日（月）までの午前9時から午後5時までとします。（ただし、県の休日を除く。）

イ 提出書類

- ① 事業計画書（様式7）
- ② 収支予算書（様式8）
- ③ 事業計画書等を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書（ただし、事業計画書等を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書が作成されていない法人等にあっては、前年度における事業計画書及び収支予算書）
- ④ 事業計画書等を提出する日の属する事業年度を除く過去3箇年度の法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録（以下「事業報告書等」という。）ただし、応募書類を提出する日において前事業年度における事業報告書等が作成されていない法人等にあっては、前々年度を含む過去3箇年度の事業報告書等とし、指定申請書を提出する日の属

する事業年度に設立された法人等にあつてはその設立時における財産目録とします。

ウ 提出場所

岡山市北区内山下2-4-6 岡山県庁本館5階

岡山県保健医療部健康推進課

エ 提出方法

持参又は書留郵便

6 譲渡先候補の審査・選定

(1) 選定委員会の設置

岡山県南部健康づくりセンター譲渡先候補選定委員会を設置し、提出された申請書類について審査基準に基づいて審査を行い、譲渡先候補を選定します。

なお、財団以外に参加資格を有すると認められる者がいない場合は、選定委員会は設置しません。必要に応じて、県が専門家等の意見を踏まえ、確認、審査した上で、財団に施設を譲渡する手続きに移行します。

(2) 審査基準

要項に定める審査基準によります。

(3) 選定結果の通知等

譲渡先候補の選定結果は、応募者あてに通知するとともに、県のホームページ等で公表します。

(4) 譲渡先候補の決定

譲渡先の候補に選定された者については、県議会における議決を経た後に、譲渡先として決定します。

7 その他

(1) 提出された書類は、返却しません。

(2) 提出された書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、県は、募集結果の公表等必要な場合には、申請書類の一部又は全部を無償で使用できるものとします。

(3) 申請にかかる経費は、すべて申請者の負担とします。

(4) 提出された書類は、岡山県行政情報公開条例の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き開示する場合があります。

(5) 申請書類の受理後に辞退する場合は、辞退届（様式9）を提出していただきます。

(6) 提出された書類に虚偽又は不正があった場合その他申請者及びその関係者において不法又は不正な行為があった場合には、申請を無効とします。

(7) 詳細及びこの公告に定めのない事項は、要項、仕様書等に定めるところによります。

8 問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

岡山県保健医療部健康推進課健康づくり班

電話番号 086-226-7328（直通）

ファックス番号 086-225-7283

E-mail: kensui@pref.okayama.lg.jp